

納税貯蓄組合だより

大館市徴収課

■納税貯蓄組合に加入しましょう■

納税貯蓄組合とは

むかしは「税金を取られる」という考えがつよく、取りに行くまでは納めないで、それがつもりつもって沢山の滞納額となり、遂に財産差押え、公売というケースがかなりありました。

しかし、これでは民主的な納税実態とはいえないのであり「取られる税金から納める税金」という納税思想をのばし「自主納税」に徴収システムが変らなければ民主的な徴税実態は実現しません。そこで国では昭和26年に「納税貯蓄組合法」をつくりました。

この法律は納税貯蓄組合をつくり、活動する場合には種々助成の措置を講じ、グループ活動を活ばつにし、納めがたい税金を納め易くしようという主旨にもとづくものです。

大館市でもこの主旨にのっとり、補助金交付規則をつくり、納税貯蓄組合の健全な発達を助成し、もって納期限内完納をより容易にしていまいりました。

補助金の内容

現在、大館市納税貯蓄組合補助金交付規則に定められている交付内容は組合設立のさい交付される設立補助金と、年間事務費に補助される事務補助金があります。

A 設立補助金

組合員 10名以上30名までの組合
500円 + 組合員数 × 20円

組合員 31名以上50名までの組合
900円 + 組合員数 × 20円

組合員 51名以上の組合
1,200円 + 組合員数 × 20円

B 事務費補助

納税通知書1通につき 80円

組合員1名につき 70円

(2月末日現在の収納率が95%未満の場合は減額されます。)

また、国税、県税を取扱っている組合には、税務署、財務事務所から、それぞれ定められた範囲の補助金が交付されます。

加入をさそい合しましょう。

現在大館市には、129の納税貯蓄組合が結成され10,677人の組合員が、グループ活動を通じて、ますます連帯感を深め、年々実績も高まり、40年度に於ては93.7%という好成績をおさめました。

しかし組織状況は、まだ一般納税者の70%程度にとどまり、かならずしも満足すべき組織状態とはいえません。

(裏面につづく)